

新たな基本方針の骨子（案）

（序文）

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品廃棄物等の発生抑制を優先的に推進するとともに、食品循環資源の再生利用及び熱回収、食品廃棄物等の減量を推進することにより、環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要であることから、食品産業の特性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずる。

2 制度的基盤の充実強化

食品循環資源の再生利用等を促進するため、以下のような食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者が行う再生利用等の取組の円滑化等の措置を講ずることとした。

食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者に対する定期報告義務の創設

フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者の一体的取扱い

再生利用事業計画が主務大臣の認定を受けた場合に一般廃棄物に係る収集運搬の許可を不要とする廃棄物処理法の特例

再生利用が困難な場合等に熱回収を位置づける

こうした措置の実施を通じて、今後食品循環資源の再生利用等の一層の促進を図るものとする。

3 関係者の取組の方向

イ 食品関連事業者の取組の方向

食品関連事業者は、二に掲げる業種ごとの目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「判断基準省令」という。）に従って、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組む。また、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を利用することにより、農林漁業者等との安定的な取引関係を確立し、リサイクル・ループの構築等に努めるものとする。

ロ 再生利用事業者及び農林漁業者等の取組の方向

再生利用事業者は、食品循環資源の品質及び安全性の確保に関し必要な情報を食品関連事業者に伝えるよう努めるとともに、生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、利用者のニーズに適合する特定肥飼料等の製造を行うものとする。

農林漁業者等は、飼料自給率の向上、環境保全型農業の推進、地球温暖化の防止等に寄与する観点から、特定肥飼料等の一層の利用に努めるものとする。

ハ 消費者の取組の方向

消費者は、以下のように、食品を消費する各段階において食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用等についての食品関連事業者の積極的な取組への理解を深め、食品関連事業者の取組の促進に努めるものとする。

- ・ 食品の購入に際しては、賞味期限と消費期限を正しく理解し、買い過ぎを防ぎ、使い切れない食品の廃棄をできるだけ避ける。
- ・ 特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の購入、これを用いたメニューの注文を通じ、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用の取組を促進するよう努める。
- ・ 飲食店等での食事に際しては、無理なく食べられるメニューを注文することなどにより、食べ残しの削減に努める。
- ・ 家庭においては、調理方法や献立の工夫などによる食品廃棄物等の発生の抑制に努める。

ニ 食品関連事業者以外の事業者の取組の方向

社員食堂等を通じて自ら食品廃棄物等を発生させる事業者、テナントとして入居する事業者が発生させる食品廃棄物等を管理する商業施設の設置者等も、食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

ホ 国の取組の方向

国は、判断基準省令に照らして取組が不十分な場合には、食品関連事業者に対する指導・勧告等を適確に実施するとともに、必要な情報提供、普及啓発、研究開発及び資金の確保に努めるものとする。また、地方公共団体に対し、地域における食品循環資源の再生利用等を促進する上で取組の考え方となる事項等を示すものとする。

ヘ 地方公共団体の取組の方向

地方公共団体は、地域における食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図ること等により、食品循環資源の再生利用等を促進するため

必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位及び手法ごとの取組の方法

食品循環資源の再生利用等の優先順位は、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則にのっとり、食品廃棄物等の発生抑制、食品循環資源の再生利用、熱回収、減量の順とする。

イ 発生の抑制

発生抑制の取組が十分に進んでいない状況を改善するため、食品関連事業者は判断基準省令に従った取組とともに業種の特性や取引・販売の実態を踏まえた以下のような取組を行うことが求められる。

- ・ 食品製造業は、不良品の発生率の低下、製品の過剰納入の自粛、外箱の毀損など外形的な要因により返品された製品の食品としての利用、未使用の原材料等の有効利用等に取り組むものとする。この際、製造・加工段階での食品廃棄物等の発生を抑制するため、原材料を海外で加工された食材に切り換えることは、本質的な発生抑制や食品の有効利用につながるものではない点に留意する必要がある。
- ・ 食品卸売業及び食品小売業は、製品の過剰な仕入や安易な返品の抑制に努める。また、食品小売業は、きめ細かな配送や消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するものとする。
- ・ 外食産業は、メニュー、盛り付けの工夫、食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等により食べ残しの削減に積極的に取り組むとともに、自らの取組をPRすること等により、消費者の理解の促進に努めるものとする。

ロ 再生利用

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用を行うに当たっては、食品廃棄物等の量、組成及び需要等を十分に把握し、適切な再生利用の手法を選択する必要がある。

- ・ 飼料化は、食品循環資源の有する成分やカロリーを有効に活用できる手段であり、飼料自給率の向上にも寄与するため、優先的に選択することが重要。畜産農家が多く存在する地域にあっては、家畜排せつ物由来のたい肥との競合を避ける観点からも、飼料化を推進することが望まれる。
- ・ 肥料化は、地域や市場における有機質肥料の需給状況や農業者の品質ニーズ等を踏まえつつ、利用先の確保を前提に実行していく必要がある。
- ・ 油脂及び油脂製品化については、近年進んでいるバイオディーゼル燃料と

しての活用は地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、処理残さの適正な処理に配慮した上で、こうした取組を促進する必要がある。

- ・メタン化については、地球温暖化の防止に寄与するものであること、地域性に左右されない再生利用の受け皿として有効であること等を踏まえ、適切に処理残さ対策を講じつつ、一層の取組を促進していく必要がある。

国は、再生利用手法の多様化を積極的に推進していくこととする。

特定肥飼料等の品質及び安全性の確保を図るため、国及び地方公共団体は、肥料取締法、飼料安全法等関係法令の適正な運用を行うものとする。また、食品関連事業者は、食品循環資源の適切な管理を行うとともに、生活環境の保全上の支障が生じないよう関係法令も遵守しなければならない。

八 熱回収

熱回収は、バイオマスである食品循環資源のエネルギー利用が、地球温暖化の防止に寄与するものであることを踏まえ、再生利用施設の立地条件又は受入状況により再生利用が困難な食品循環資源であって、メタン化と同等以上の効率でエネルギーを回収し、これを有効に利用する場合に限り選択できることとし、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の基準を定める省令及び判断基準省令を遵守しつつ、その適正な活用を図るものとする。

二 減量

減量は、再生利用及び熱回収ができない食品廃棄物等について、廃棄処分される食品廃棄物等の重量を減少させるとともに、その後の廃棄処分を容易にし、生活環境の保全を図るものであり、減量を行うに当たり、生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、減量により生ずる食品廃棄物等については、廃棄物処理法に基づく適正な処理がなされる必要がある。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品関連事業者は、特定肥飼料等の需要の動向に対応しつつ、技術的かつ経済的な状況を踏まえて、食品廃棄物等の発生の抑制の着実な実施を確保し、食品循環資源の再生利用等の実施率を計画的に向上させるよう努めなければならない。

この結果、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成二十四年度までに、食品製造業にあつては パーセント、食品卸売業にあつては パーセント、食品小売業にあつては パーセント、外食産業にあつては パーセントに向上させることを目標とする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

1 食品関連事業者に対する指導監督の強化

イ 定期報告制度の運用

国は、食品廃棄物等多量発生事業者から報告された食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関するデータを整理し、食品関連事業者が同一の業種・業態における自らの位置を把握するとともに、トップランナーの取組を参考にすることを可能とするため、業種・業態の中で最も優れた食品関連事業者の名称と取組内容並びに単位当たり食品廃棄物等発生量及び再生利用実施率等について、その業種・業態ごとの平均的な値とその分布を併せて公表する。

また、国が公表を行うことについて同意する食品関連事業者の事業者名、単位当たり食品廃棄物等発生量及び再生利用等実施率の一覧を公表することにより、食品関連事業者の積極的な取組・努力に対する消費者の理解の醸成を図るものとする。

なお、平均的な水準と比べて著しく遅れている食品関連事業者に対しては、適宜適切に指導、勧告等を実施することとする。

ロ フランチャイズチェーン等における取組

国は、定期報告義務の対象となるフランチャイズチェーンについて、その全体の取組が遅れている場合には、本部事業者に対して指導、勧告等を行うこととする。また、定期報告提出義務の対象とならないフランチャイズチェーン、ボランタリーチェーン等も、本部事業者が加盟店に対し再生利用等の推進を要請すること等主導的役割を果たし、チェーン全体での取組を促進するよう努めるものとする。

ハ 食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者の取組

食品廃棄物等多量発生事業者以外の食品関連事業者は、必要に応じて他の食品関連事業者と連携し、食品循環資源の収集運搬や再生利用の委託先を共通にすることで運搬等の効率を高め、再生利用等の費用の削減に努めることが必要である。

国は、これらの食品関連事業者に対し、必要に応じて地方公共団体とも連携して指導及び助言を行っていくものとする。

2 登録再生利用事業者の育成・確保とその適正な処理の推進

国は、登録再生利用事業者が存在しない都道府県を中心に登録再生利用事業者制度の普及啓発を進めるとともに、法に基づく報告徴収や立入検査を通じて、登

録再生利用事業者の適正な処理を確保する。また、国及び地方公共団体は、食品関連事業者による再生利用の委託又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させるものとする。

3 食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保

複数の市町村で広域的に事業を展開する食品小売業や外食産業においては、再生利用事業計画の認定制度の積極的な活用等を通じ、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携の確保を図るものとする。

消費者は、三者連携に対する理解を深め、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等の購入を通じて、三者による食品循環資源の再生利用の取組を促進するよう努めるものとする。

国は、再生利用事業計画認定制度の普及を図るため、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等のそれぞれに対する有効な働きかけとなるよう、次のような取組を推進するものとする。

- ・ 情報提供活動の充実
- ・ 食品循環資源の再生利用等により、得られる再生利用製品やエネルギーの量の予測を可能とするデータベースの構築
- ・ 優良な取組についての表彰・認証・公表や特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を識別するマークのあり方の検討
- ・ 廃棄物処理法の特例を悪用した不適正処理防止に万全を期すための再生利用事業計画認定時の的確な審査、関係する地方公共団体と連携、協力した認定後の適切な監視

4 研究開発の推進

食品循環資源の再生利用を図り資源として有効に活用するため、次のような課題について、研究開発を推進するものとする。

- ・ 食品循環資源から効率的にバイオ燃料を製造する技術やエネルギーを回収する技術の開発
- ・ 食品循環資源からバイオプラスチックなどを効率的に製造するマテリアルリサイクル技術の開発
- ・ 地域のマテリアルバランスを考慮して食品循環資源の循環システムを設計する技術やシステムを実用化するための要素技術の開発
- ・ 食品循環資源の再生利用を更に促進するために必要な新たな再生利用手法の調査・研究
- ・ 農林水産物等の生産から食品廃棄物等の廃棄に至るまでの全段階における環境への負荷の評価（ライフ・サイクル・アセスメント）の手法の開発

5 施設整備の促進

国は、中小・零細規模の食品関連事業者の再生利用等を促進するためには、市町村の施設でのメタン化、肥料化等の再生利用等を推進することも選択肢と考えられることを踏まえ、市町村が行う家庭の生ごみも含めた再生利用やエネルギー利用施設の整備に対する支援を行う必要がある。

また、特定肥飼料等を用いて生産された農畜水産物等を食品関連事業者が引き取る計画的な再生利用の受け皿となる優良な施設の整備が図られるよう支援を行っていく必要がある。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

国及び地方公共団体は、様々な情報伝達、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、次のような形で広く国民への普及啓発を図る。

- ・ 食品廃棄物等の発生状況、食品関連事業者の優良な再生利用等の取組、賞味期限・消費期限を含めた食品表示に関する知識の普及
- ・ 再生利用等に積極的な食品関連事業者の提供する農畜水産物や食品又は店舗の積極的な利用
- ・ 必要量以上の食品を購入・注文しない消費行動への変革
- ・ 食品廃棄物等をなるべく出さない調理方法や献立の普及
- ・ 再生利用等を円滑に実施するための適切な分別等に関する知識の普及
- ・ 「もったいない」という意識の普及・醸成

特に食育の一環として、学校給食においては、次のような取組を図る。

- ・ 学校給食において食べ残しを減少させるための取組の促進
- ・ 学校給食から排出される食品循環資源から肥料や飼料を製造し、これらを、校庭の花壇や飼育舎で活用したり、さらにその肥料や飼料を用いて生産された農畜水産物等を再び学校給食で利用したりすることを通じた子どもの食に対する理解の促進

食品関連事業者は、自らの食品循環資源の再生利用等の取組を、自社のホームページや環境報告書、店頭でのPR等を通じて積極的に情報公開する。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

家庭や事業場のキッチンの流しの排水口に設けられ、生ごみを粉碎処理するディスプレイは、利便性を有する一方、食品循環資源を飼料や肥料に再生利用することを困難にするものであることから、その設置等について、多角的に検討、評価する必要がある。